

嘉手納町公共施設等総合管理計画改訂  
及び個別施設計画策定業務委託

プロポーザル実施要領

令和3年 9月

嘉手納町総務課



この実施要領は、「嘉手納町公共施設等総合管理計画改訂及び個別施設計画策定等業務委託」の受注者を、公募型プロポーザルにて選定するための必要事項を記載するものである。

#### 1. プロポーザルの目的

本業務は、嘉手納町公共施設等総合管理計画（平成29年3月）を推進するため、施設の劣化状況を調査し、建築部位等ごとの改修・更新時期等を設定し、施設の計画的な改修・更新等を実施することにより施設の長寿命化を図り、更新等費用の平準化や縮減に資する「嘉手納町公共施設等総合管理計画改訂及び個別施設計画策定等業務」を策定することを目的とする。

#### 2. 業務名

嘉手納町公共施設等総合管理計画改訂及び個別施設計画策定等業務委託

#### 3. 委託期間

契約締結の日から令和4年3月31日までとする。

#### 4. 委託料上限額

本業務に係る委託の上限は8,670,200円（消費税及び地方消費税を含む）以内とする。ただし、上記金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

#### 5. 応募資格要件

本提案に応募できる者は、以下に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされていないこと（更生手続開始の決定を受けているものを除く）。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（再生手続開始の決定を受けているものを除く）。
- (4) 本実施要領の配布の日から提案書提出日までの期間に、本町または沖縄県からの指名停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号ないし6号に規定する暴力団（暴力団員）でないこと、又はその利益となる活動を行っていないこと。
- (6) 本町の令和3・4年度嘉手納町競争入札参加資格者名簿の「設計・調査・測量」－「建設コンサルタント登録」を有する者であること。
- (7) 過去5年（平成28年4月以降）に、地方公共団体が発注した「公共施設等

総合管理計画」及び「公共施設等個別施設計画」の策定または改訂業務を元請として履行した実績を有すること。

(8) 沖縄県内に本店もしくは、支店、営業所があること。

(9) 国税、地方税を滞納していない者であること。

## 6. 選定スケジュール

公募開始	令和3年 9月28日 (火)
質問書提出期限	令和3年10月 5日 (火)
質問書回答	令和3年10月 6日 (水)
参加表明書提出期限	令和3年10月 5日 (火)
企画提案書提出期限	令和3年10月15日 (金)
プレゼンテーション	令和3年10月22日 (金)
審査結果の通知	令和3年10月25日 (月)
契約の締結	令和3年10月下旬

## 7. 実施要領等に対する質問の受付及び回答

本実施要領及び特記仕様書等に関する質問については、質問書(様式1)を電子メールに添付し、下記まで送信すること。なお、メールの件名は「嘉手納町公共施設等総合管理計画改訂及び個別施設計画策定等業務委託に係る質問」とする。

### (1) 送信先

電子メール [kanzai@town.kadena.okinawa.jp](mailto:kanzai@town.kadena.okinawa.jp)

電話番号 098-956-1111 (代表)

※送信後、必ず電話により着信確認をすること。

(2) 質問受付期限：令和3年10月 5日 (火) 17時まで

(3) 質問回答日：令和3年10月 6日 (水) までに参加者全員へ電子メール

にて回答

## 8. 参加申し込み

本提案の応募希望者は、提案書の提出前に次の書類を提出すること。

### (1) 提出書類

①参加申込書(様式1)

②会社概要書(任意様式)

※公的資格の登録証などの証明書の写し

※以下の項目は必ず記載すること。

- ・会社名
- ・本社(支社、事務所)所在地
- ・技術者数(本社、支社及び事務所)
- ・営業種目

・連絡先（担当者氏名、電話番号、FAX 番号、E-mail アドレス）

③業務経歴書（様式第 2 号）

※同業務：公共施設等総合管理計画策定または改訂、公共施設等個別施設計画、公共施設マネジメントシステムそれぞれの業務実績とする。

※業務内容が確認できる契約書及び仕様書の写しを添付すること。

※過去 3 年間（平成 28 年度以後）の本町における業務実績及び完了実績が確認出来る契約書及び仕様書の写し

(2) 提出期限

令和 3 年 10 月 5 日（火） 17 時まで

(3) 提出部数

各 1 部

(4) 提出方法及び提出先

嘉手納町役場 総務課 持参のみとする（郵送等は不可）

住所：沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納 588 番地

TEL：098-956-1111（内線 225）

(5) その他

①提出された書類は返却しない。なお、提出された書類は、この提案以外の目的で使用しない。

②応募申込み後に応募を辞退する場合には、応募辞退届（任意様式）を提出すること。

9. 企画提案書の提出

以下の要領で技術提案書を作成し提出すること。

1) 企画提案書提出届（様式第 1 号）

2) 会社概要書（任意様式：A 4 版 1 枚）

3) 業務経歴書（様式第 2 号）

4) 業務の実施体制（様式第 3 号）

5) 配置予定者調書（管理責任者）（様式第 4 号－1）

6) 配置予定者調書（主務担当者・担当者）（様式第 4 号－2）

7) 質問書（様式第 5 号）

8) 企画提案書（A4 版両面印刷、縦づかい、横書き、30 頁以内、書式は自由）

※提出は 1 業者 1 提案とし、提出部数は 10 部とする。

9) 見積書（任意様式）総額の提示及び内訳を添付すること。

③使用言語は日本語とし、提案書の一部に日本語以外の言語を使用する場合は、付近若しくは、同一ページ内に注釈を付けること。

④提案書の表紙には、あて先「嘉手納町長」、タイトル「嘉手納町公共施設等総合管理計画改訂及び個別施設計画策定等業務委託」、提出年月日、会社

名・代表者名を記載すること。なお、正本には、会社印・代表者印を押印すること。

(3) 提出部数

提出部数は、正本各1部、副本各10部（見積書は正副1部）

(4) 提出先及び提出方法

嘉手納町役場 総務課 持参のみとする（郵送等は不可）

住所：沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納588番地

TEL：098-956-1111（内線225）

(5) 提出期限

令和3年10月15日（金）17時まで

(6) その他

①本提案の作成に要した費用、応募に要した経費については、提案者の負担とする。

②提出された提案書等については、提出後の差換え、変更、削除等を行うことはできない。また、提出された提案書は返却しない。

③提出された提案書は、本審査のために使用し、複製をすることができる。ただし、本審査以外の目的には使用しない。

④嘉手納町情報公開条例により、第三者から情報公開の請求または申し出があった場合は、提出された書類を公開することがある。

## 10. プレゼンテーション・ヒアリング

提出された提案書に基づき、プレゼンテーション・ヒアリングを実施する。

(1) プレゼンテーション・ヒアリングの日時及び場所

令和3年10月22日（金）時間未定

嘉手納町役場 2階 庁議室（予定）

詳細な日程等については、対象者に別途通知する。

(2) プレゼンテーション・ヒアリングの時間

1事業者あたり45分程度（企画提案及びシステムデモ30分、質疑応答10分、準備5分）

(3) 出席者

プレゼンテーションの出席者は1事業者3名以内とする。

(4) 使用備品

スクリーン・モニターのみ本庁で用意するが、その他パソコン、プロジェクタ等の使用機材、備品については、提案者にて用意すること。

(5) その他

プレゼンテーションは、提出資料を用いて行うこと。なお、提案書の要約版としてパワーポイントの利用は認める。

## 1 1. 選定方法

### (1) 選定委員会

選定については、嘉手納町公共施設等総合管理計画改訂及び個別施設計画策定等業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という）において行う。選定委員会は非公開とする。

### (2) 審査

参加表明書類、技術提案書及び提案内容に基づいたプレゼンテーション及びヒアリングにより審査を実施する。

各参加業者のプレゼンテーション終了後、次の1)～3)の項目により業者選定委員会が採点・審査を行い、後日すみやかに審査結果を通知する。

審査結果に対する異議申し立ては受理しない。

1) 業務経歴・・・・・・・・・・配点：20/100

2) 業務実施体制・・・・・・・・・・配点：10/100

3) 企画提案の内容・・・・・・・・・・配点：70/100

### (4) 審査結果の通知及び通知方法

通知予定日：令和3年10月25日（月）

通知方法：文書及びHPによる審査結果の公表

## 1 2. 業務委託契約に関する事項

最優秀事業者と業務内容及び金額等について協議し、随意契約により契約を締結するものとする。最優秀事業者と協議が整わない場合は、次点者を最優秀事業者とみなす。

※ 契約内容及び金額については、選定業者の提案作業内容、見積書を精査し、双方協議の上決定する。

## 1 3. プロポーザルの失格要件

次のいずれかに該当する提案書を提出した提案者は失格とする。

(1) 実施要領に適合しないもの

(2) 虚偽の内容が記載されているもの

(3) その他選定結果に影響を及ぼす不正行為を行ったものが作成したもの

## 1 4. 問い合わせ先

〒904-0293

沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納 588 番地

嘉手納町役場 総務課 担当：平良隼一

TEL：098-956-1111 内線 225

FAX：098-956-9508

E-mail：kanzai@town.kadena.okinawa.jp

